



広報 たかさご 5

令和4(2022)年

No.926

目 次

新型コロナワクチン接種のお知らせ	2
住民税非課税世帯等臨時特別給付金	3
地域福祉課からのお知らせ	4～5
高砂市の総合治水	6～7
福祉医療費助成制度	8～9
住まいの耐震化を進めましょう	10～11
自転車の交通安全	12～13

子育て支援室からのお知らせ	14～15
「夢の代」補助金 交付対象事業決定	16～17
エコクリーンピアはりまからのお知らせ	18
スクールいんふぉ	19
じんけん通信「あけぼの」	20～21
情報けいじばん	22～28
3・4月のスナップ	29
5月の健診・相談・救急医	30～31

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

住民税非課税世帯への給付金

臨時特別給付金コールセンター
☎490-7514

令和4年2月以降に住民税非課税世帯の世帯主へ確認書を送付しています。申請期限を過ぎると受給できませんので、申請がまだの人は内容を確認の上、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限

確認書に記載されている発行日から3ヶ月以内

Q どのような世帯が支給対象となりますか。	基準日（令和3年12月10日）の時点で世帯全員が住民税非課税である世帯です。 ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。
Q 「住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は対象外」とありますが、具体的にはどのようなケースがありますか。	子ども（課税者）に扶養されている高齢者夫婦の世帯や、別居している親（課税者）に扶養されている学生の一人暮らしなどがあげられます。
Q 誰の口座に振り込まれますか。また、振込日などについて事前に通知はありますか。	原則、世帯主の口座に振り込みます。また、振込日などについては事前に支給決定通知書を送付します。
Q 離婚により現在非課税世帯ですが、対象ではないのでしょうか。	基準日（令和3年12月10日）以前に離婚し、離婚後の世帯全員が住民税非課税の場合は対象となる場合があります。詳しくは、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）担当にご相談ください。

家計急変世帯への給付金

臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）担当
☎490-7512

該当世帯など詳しくは、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）担当にご相談ください。状況を確認し、該当する可能性がある世帯に、申請書などを送付します。

※ すでに住民税非課税世帯への給付金の支給を受けている場合は、家計急変の対象とはなりません。偽りその他不正の行為によって給付金の支給を受けた場合は、不正受給となり詐欺罪に問われる場合があります。

申請期限

9月30日(金)

Q どのような世帯が支給対象となりますか。	住民税非課税世帯向けの給付を受けていない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同様の状況にある世帯です。
Q 令和3年3月に定年退職により会社を退職し収入が減りましたが支給対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症の影響ではないため、支給対象にはなりません。

給付金の詐欺に注意！

「助成金があるので個人情報を教えてほしい」「市役所への申請手続きを代行する」など、給付金を装った不審な電話やメールなどが報告されています。

不審な電話やメールなどがあった場合は、警察や公的機関に相談するなどして、被害にあわないように注意してください。

高砂市新型コロナワクチン接種のお知らせ

新型コロナワクチンコールセンター
☎443-5556



接種を受けることができる医療機関や予約方法など詳しくは、接種券同封の案内や市ホームページ（随時更新中）などをご覧ください。（ID2391）

12歳～17歳の人の3回目接種について

令和3年10月7日までに2回目のワクチン接種を受けた人へ4月5日に接種券を発送しています。2回目の接種をした日から6ヶ月後の同日から3回目の接種が可能です。

（例）令和3年11月30日に2回目終了→令和4年5月30日から3回目接種可



ワクチン追加接種（3回目）について



転入してきた人・接種券を紛失した人へ

1回目・2回目のワクチン接種後に高砂市に転入した人などは、3回目接種にあたり接種券の交付申請が必要です。また、接種券を紛失した人などは再交付申請が必要です。詳しくは、ワクチンコールセンターまでお問い合わせください。



（5歳～11歳）
ワクチン接種のお知らせ

5歳～11歳の人のワクチン接種について

5歳以上の子どももワクチン接種を受けることができます。接種券同封の説明書を読み、ワクチンを受けるか保護者と一緒に検討してください。

（ID6845）

12歳以上の人の1回目・2回目接種について

1回目・2回目のワクチン接種を受けていない人は、市内医療機関で受けることができます。接種を受けることができる医療機関は、市ホームページをご覧ください。（ID2393）



ワクチン個別接種のお知らせ

地域福祉課 ☎ 443・9026

補償内容

上限3億円(自己負担額なし)

補償の対象となるのは次の場合などです。

- ◇ 被害者への治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料など
- ◇ 財物の修理代など
- ◇ 裁判になったときの訴訟費用など

常生活自立度Ⅱ以上」かつ「障害高齢者の日常生活自立度B2以下」と確認できる人

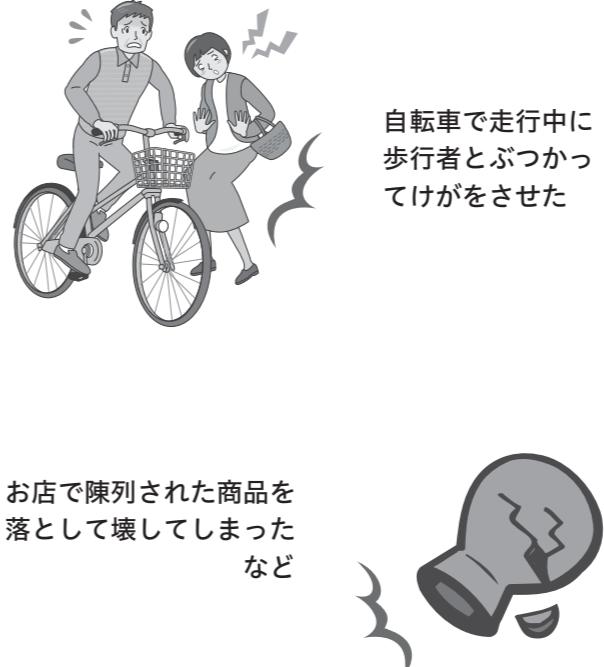
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

6月1日(水)から申込受付開始

市では、認知症の人とその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備するために、「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を6月1日(水)から開始します。

認知症の人が日常生活での偶然な事故などで、他人にけがを負わせたり、財物を壊したりすることで、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、保険で賠償金を補償します。

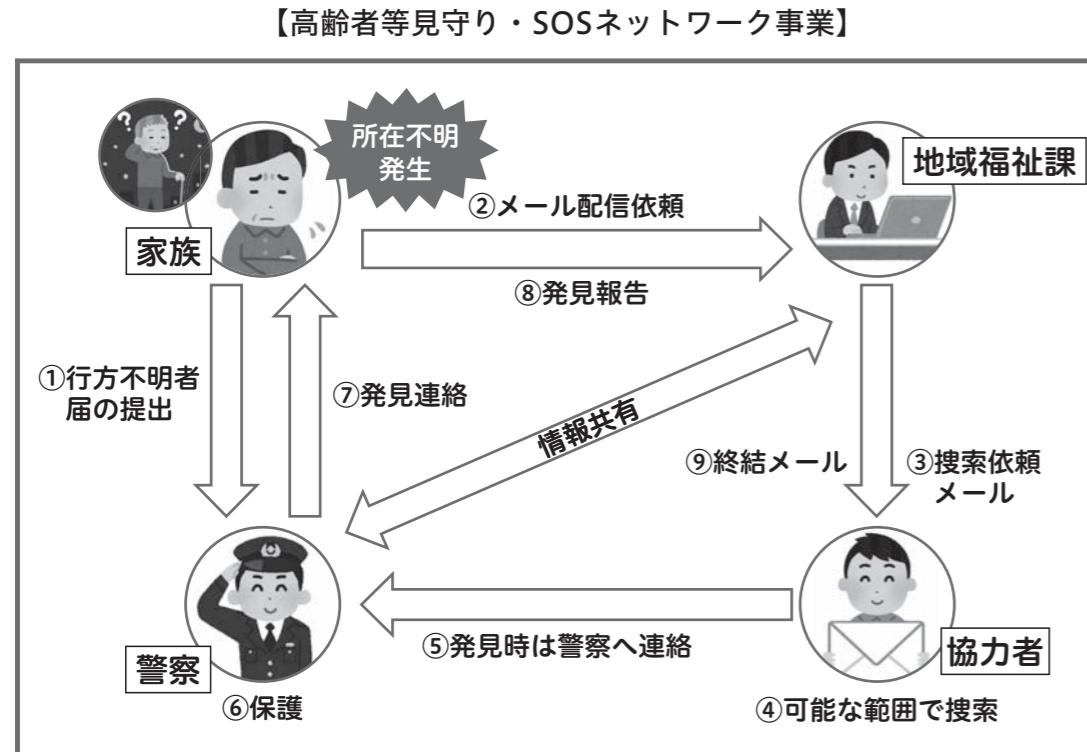
【事故例】



自転車で走行中に歩行者とぶつかったけがをさせた
お店で陳列された商品を落として壊してしまったなど

事前登録者の募集

協力者の募集

SOSネットワーク事業
高齢者等見守り・
SOSネットワーク事業

申請書に必要事項を記入の上、地域福祉課まで
※ 申請書は市ホームページから取り出せます。
※ 申請書は市ホームページまで



協力者の募集
メールアドレス

申請書に必要事項を記入の上、地域福祉課まで
※ 申請書は市ホームページから取り出せます。
※ 通信料は別途かかります。
※ QRコードを読み取り、空メールを送信してください。
※ 送信後に届く仮登録案内メールから登録手続きを行ってください。

身体的特徴、連絡先、写真などを
※ 市長が特に必要と認める人
※ おおむね65歳以上の認知症の人
※ 若年性認知症の人も対象です。
※ 次の要件に該当する認知症などの影響で、行方不明になる心配がある人
※ 若年性認知症の人も対象です。

事前登録者が行方不明になつた場合に、市からのメール配信などで検索に協力できる人を募集しています。
※ 検索活動は強制するものではなく、可能な範囲で目を配つていただければ結構です。
※ 事前登録者が行方不明になつた場合に、市からのメール配信などで検索に協力できる人を募集しています。
※ 検索活動は強制するものではなく、可能な範囲で目を配つていただければ結構です。

高砂市に住民票があり、次の要件をすべて満たす人
◇ 高齢者等見守り・SOSネットワーク事業の登録者(5ページをご覧ください)
◇ 在宅生活の人
◇ 日常生活に支障をきたすような認知症状などが一定見られ、自身が外出可能な人
※ 介護保険における認定調査票または主治医意見書などから「認知症高齢者の日

※ 上、地域福祉課まで
※ 申請書は市ホームページまで
※ すでに高齢者等見守り・SOSネットワーク事業へ登録済みの人には、5月上旬に認知症高齢者等個人賠償責任保険事業への加入意向を確認します。
※ 高齢者等見守り・SOSネットワーク事業と一緒に加入申請を行えます。
※ SOSネットワーク事業へ登録済みの人には、5月上旬に認知症高齢者等個人賠償責任保険事業への加入意向を確認します。

自己負担なし(市が負担します。)
保険料

雨水貯留タンクの設置



- ◇ため池の治水活用
- ◇公共施設での雨水貯留
- ◇雨水貯留タンクの各戸設置の推進 など

雨水貯留タンクの設置費を助成しています！
例えば・・・
雨水タンク購入 4万円 + タンク設置費用 4万円 = 計 8万円
その半分の 4万円のうち、上限 3万円を市が助成！
詳しくは、治水対策課までお問い合わせください！

ため池の治水活用



農繁期の水位

取組状況(大日池)

公園における雨水貯留



最大水深

この公園は、遊水機能をもっています。
大雨が降った時は、水がたまりますので、公園に入らないでください。
高砂市

9~10月の間ため池の水位を常時下げる「期間放流」の取り組みや
公園に遊水機能を付加し、大雨の流入に備えています。

※ ため池管理者と連携し、令和3年度から実施

連絡先の確認も
大事なことやんな…

- ◇避難訓練の実施
- ◇防災学習（出前講座）の開催
- ◇ハザードマップの活用 など

防災学習(出前講座)



水害が起きたとき、どこへ、どのルートで逃げるか
家族や地域のみんなで学習したり、話し合ったりする機会は大切です。

「ためる」

雨水を一時的に貯め、
一度に流れる雨の量を減らす

「そなえる」

水害を減らすための
命と財産を守る備えをする
情報などを活用

高砂市の

治水対策課 ☎443-9036



- ◇河川の改修
- ◇雨水管の整備
- ◇雨水ポンプの整備 など



平成23年9月台風12号による
浸水の様子（米田町島）

高砂市では、平成23年台風12号による水害を機に、「ながす」「ためる」「そなえる」の3本柱からなる総合治水に取り組み、市・市民・事業者が一丸となって、近年の気候変動の影響により増大する水害リスクを軽減し、安全・安心なまちづくりの実現を目指しています。

「ながす」

降った雨を早く安全に流す



松村川河川改修工事(曾根町地内)



松村川排水機場・防潮水門建設工事(曾根町地内)

※ 令和5年末完成予定

海から押し寄せる高潮の逆流を防ぎ、川の水を巨大なポンプで海に吐き出します。

福祉医療費受給者証の更新

現在交付している福祉医療費受給者証の有効期限は、6月30日(木)です。

下記に該当する人が引き続き医療費助成を受けるためには、更新手続きが必要です。対象者には、5月中旬から6月上旬までに医療費助成更新申請書を送付します。7月1日からの資格認定を希望する人は、必ず更新手続きをしてください。更新の手続きをしない場合は、6月30日で資格を失うことになります。

※ 市で受給資格（加入医療保険、所得、障害等級など）が確認できる人は、更新手続きが不要です。所得判定の上、6月末に新受給者証を送付します。

更新手続きが必要な人	申請期間	持ち物	申請方法
母子家庭等医療の受給者	～6月2日(木) 8時30分～17時15分 ※ 土・日曜日を除く	◇医療費助成更新申請書 (5月中旬に送付) ◇医療費受給者証 ◇健康保険証 ◇所得(課税)証明書、またはマイナンバーがわかる書類の写しと同意書(必要な人のみ) ◇児童扶養手当証書(支給停止の人は支給停止通知書)または遺族・障害等年金証書	直接または郵送で国保年金課医療係(〒676-8501 荒井町千鳥1-1-1)まで
高齢期移行医療の受給者で受給者とその同一世帯の人々が令和4年1月2日以降に転入している場合	～6月30日(木) 8時30分～17時15分 ※ 土・日曜日を除く	◇医療費助成更新申請書 (6月上旬に送付) ◇医療費受給者証 ◇健康保険証 ◇所得(課税)証明書、またはマイナンバーがわかる書類の写しと同意書(必要な人のみ)	※ 新受給者証の交付が7月1日に間に合わない場合があるので、早めに申請してください。
障害者医療・高齢重度障害者医療の受給者で次のいずれかの要件を満たす人 ◇受給者、配偶者、保護者、扶養義務者のいずれかが令和4年1月2日以降に転入している ◇配偶者、保護者、扶養義務者のいずれかが市外に住んでいる	～6月30日(木) 8時30分～17時15分 ※ 土・日曜日を除く	◇医療費助成更新申請書 (6月上旬に送付) ◇医療費受給者証 ◇健康保険証または後期高齢者医療被保険者証 ◇所得(課税)証明書、またはマイナンバーがわかる書類の写しと同意書(必要な人のみ) ◇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか	※ 記入漏れや書類の不備があった場合は、申請書を返戻します。

※ 乳幼児等医療・こども医療の受給者で、扶養義務者が転入している人などは、所得(課税)証明書、またはマイナンバーがわかる書類の写しと同意書の提出が必要な場合があります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 所得申告のお願い

賦課収納課 ☎443-9072

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人は、令和3年中の所得がなかった場合でも所得の申告が必要です。

未申告の場合、所得金額が少ない世帯または被保険者に適用される軽減を受けることができません。

申告が必要な人には、賦課収納課から5月と6月に申告用紙を送付しますので、必要事項を記入の上、賦課収納課まで提出してください。

福祉医療費助成制度は、高齢期移行・障害者・高齢重度障害者・乳幼児等・こども・母子家庭等医療受給者が医療機関で受診したときの医療費のうち、保険診療の自己負担額（医療費の1～3割）。ただし、他の公費助成を受けている分は対象外）を助成する制度です。

医療機関にかかるときは、健康保険証と医療費受給者証を必ず提示してください。

福祉医療費助成制度

国保年金課医療係
☎443-9021

各種助成制度のご案内

下記の表の対象者は、国保年金課まで申請してください。
次の場合、所得(課税)証明書、またはマイナンバーがわかる書類の写しと同意書などが必要です。

◇受給者、配偶者、保護者、扶養義務者のいずれか（高齢期移行医療は受給者と同一世帯の人）が令和4年1月2日以降に転入している
◇配偶者、保護者、扶養義務者のいずれかが市外に在住している

	対象	所得制限	一部負担金	申請時の持ち物
高齢期移行医療	65歳以上70歳未満で、次のいずれかの要件を満たす人 ◇住民税非課税世帯者で、介護保険の要介護2以上かつ本人の年金収入を加えた合計所得が80万円以下 ◇世帯全員の所得が0円 ※ 後期高齢者医療被保険者を除く。	あり	あり	◇健康保険証 ◇介護保険被保険者証（介護認定の確認が必要な人のみ）
障害者医療・高齢重度障害者医療	身体障害者手帳1・2級、心臓機能障害3級、療育手帳A・B1判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持する人 ※ 療育手帳の人は次期判定月の末日まで、精神障害者保健福祉手帳の人は手帳の有効期限までが対象期間です。手帳を更新した場合、再度申請が必要です。	あり	あり	◇健康保険証または後期高齢者医療被保険者証 ◇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
乳幼児等医療・こども医療	0歳～中学3年生の子ども 高校生世代の子ども（15歳に達した翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した後の最初の3月31日までの子ども）	なし あり	なし なし ※ 支払い後の入院費のみが還付対象	◇健康保険証 ◇領収証（高校生世代の入院還付請求のとき）
母子家庭等医療	母子(父子)家庭医療 児童を現に監護しているひとり親家庭の母または父とその児童 遺児医療 死別、離棄などにより、両親と離別している児童	あり	あり	◇健康保険証 ◇戸籍謄本（対象者の世帯全員分） ◇児童扶養手当証書または公的年金証書など（該当者のみ） ◇世帯全員、統柄記載の住民票の写し（外国籍の人のみ）

市では住宅の耐震改修補助制度を実施しています。
申請期間 5月9日(月)～
※ 補助金を受けるには、各種条件があります。詳しくは、建築住宅課までお問い合わせください。
※ 補助金の交付決定を受けるまでには、契約しないでください。
※ 各種補助には募集戸数に限りがあります。

住宅の耐震改修 補助制度

補助制度	対象	補助額
住宅耐震改修計画策定費補助	住宅の耐震改修工事の設計費用などへの補助です。	昭和56年5月31日以前に着工した住宅 ◇戸建て住宅 補助率3分の2(上限20万円) ◇共同住宅 補助率3分の2(上限1戸12万円)
住宅耐震改修工事費補助	住宅の耐震改修工事費への補助です。	昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断で安全性が低いと診断された住宅 ※ 県の住宅業者登録制度に登録のある業者の工事のみ ◇戸建て住宅 補助率5分の4(上限130万円)
簡易耐震改修工事費補助	一定の耐震性を確保するための工事費への補助です。	昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断で「危険」と診断された住宅 ※ 県の住宅業者登録制度に登録のある業者の工事のみ ◇戸建て住宅 補助率5分の4(上限50万円)
屋根軽量化工事費補助	屋根を軽量化する工事への補助です。	昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断で「やや危険」と診断された住宅 ※ 県の住宅業者登録制度に登録のある業者の工事のみ ◇戸建て住宅 50万円(定額)
地震危険住宅除却工事費補助(空き家も対象)	耐震性の低い住宅の解体工事への補助です。	昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断で「危険」と診断された戸建て住宅 ※ 申請する前に耐震診断を受けて、対象になるかを確認する必要があります。 補助率23%(上限50万円)
地震危険住宅建替工事費補助(空き家は対象外)	耐震性の低い住宅を建て替える工事への補助です。	昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断で「危険」と診断された戸建て住宅 ※ 申請する前に耐震診断を受けて、対象になるかを確認する必要があります。 補助率5分の4(上限100万円)
シェルター型工事費補助	一部屋だけを補強する方法もあります。	昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断で安全性が低いと診断された住宅 10万円または50万円(定額)
防災ベッド等設置等補助	高額な耐震改修が難しい場合は、命を守る最低限の対策として防災ベッドなどの設置が有効です。	昭和56年5月31日以前に着工し、耐震診断で安全性が低いと診断された戸建て住宅 1台10万円(定額)

事業所型	補助額	住宅型 (若年・子育て支援タイプ)	補助額	住宅型 (一般タイプ)	補助額
(上限150万円)	(上限200万円)	(上限150万円)	(上限150万円)	(上限150万円)	(上限150万円)

空き家の リフォームの 補助もあります

住まいの耐震化を 進めましょう

建築住宅課 ☎443-9035

皆さんの大切な生命や財産を守るために、木造戸建て住宅の耐震化無料相談会を開催します。耐震診断・耐震改修の補助制度などの相談に応じます。
 ところ アスパ高砂1階セン
 ト ラルコート
 とき 5月14日(土)
 11時～14時
 対象 次の要件をすべて満たすこと
 たすこと
 ◇昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1を超えるもの)
 ◇木造在来工法2階以下
 ◇市内に所有し、居住している
 前着工の住宅
 対象 昭和56年5月31日以
 申込方法 申込書は建築住宅課、各
 診断料 戸建て住宅は無料
 で
 ※ 申込書は建築住宅課、各
 市民サービスコーナー・市民
 コーナーにあります。市
 ホームページからでも取り
 出せます。(ID: 1744)

「無料で診断します」の言葉に注意してください。工事費が高額になる場合があります。工事の見積もりは2・3社に依頼し、第三者による工事監理を行うことをお勧めします。
 ひょうご住まい
 ひょうご住まい
 078-360-2536
 サポートセンター
 ホームページからご覧いただけます。
 工事を誰に依頼したらよいのかわからない場合は、兵庫県の住宅改修業者の登録リストを参考にしてください。ひょうご住まいサポートセンター

まずは
住まいの耐震性を
調べてみませんか?

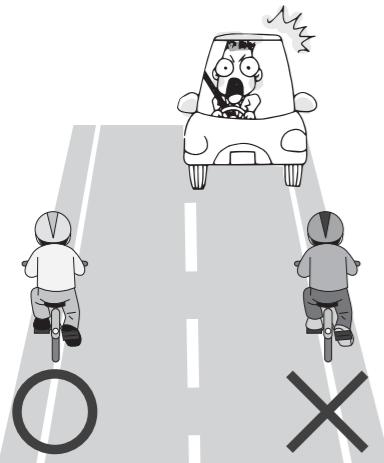
住宅の簡易耐震診断

依頼先に
悩んでいる人へ

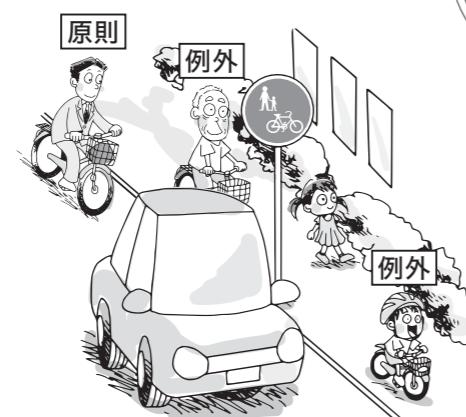
守ろう、交通ルール・マナー

自転車は車道を通行するのが原則です

車道の左側を
通行しましょう。
逆走は禁止です。



70歳以上の高齢者や
13歳未満の子どもは
歩道を通行できます。



この標識が
ある場合は
歩道を通行
できます。



歩道では車道側を
ゆっくり走りましょう。
歩道は歩行者が優先です。

一時停止場所や赤信号では必ず止まりましょう
交差点などでの安全確認も忘れずに！



次のような運転は危険です！絶対にやめましょう

二人乗り



並走運転



飲酒運転



ながら運転



自転車事故 多発



自転車の交通安全

守ろう、交通ルール・マナー

高砂警察署 ☎442-0110
土木総務課 ☎443-9040

高砂市は、過去3年間の人
口一人当たりの自転車関係
事故が、県内で一番多い市と
して兵庫県から「自転車交通
安全重点推進地域」に指定さ
れています。

市内の自転車が関係する事
故は、交差点で比較的多く発
生しています。

自転車の交通事故を防ぐた
め、交通ルール（自転車安全

兵庫県下の同事故の割合（約26%）を

人身事故全体の約36%を占めており、

自転車が関係する人身事故の割合は、
令和3年中の

約10%も上回っています。

利用五則）を守って安全な利
用に努めましょう。

よくある事故例

- ①信号機のない交差点での、
出会い頭事故
- ②信号機のある交差点での、
右左折の自動車と横断中の
自転車との衝突事故
- ③歩道での、自転車同士、自
転車と歩行者の事故

1. **自転車安全利用五則**
 2. 車道は左側を通行
歩道は歩行者優先で、車
道寄りを徐行
並進の禁止
 3. 2. 車道は左側を通行
歩道は歩行者優先で、車
道寄りを徐行
並進の禁止
 4. 安全ルールを守る
◇飲酒運転・二人乗り・
安全ルールを守る
歩道は歩行者優先で、車
道寄りを徐行
並進の禁止
 5. 安全ルールを守る
◇飲酒運転・二人乗り・
安全ルールを守る
歩道は歩行者優先で、車
道寄りを徐行
並進の禁止
- ※ こどもはヘルメットを着用
大人も子どもも自転車に
乗る時はヘルメットを着用
しましょう！

市内でも自転車が関係する事故が
多発しています

市の対策

- ①各年代に応じた自転車交通
安全教室の実施
- ②企業などの自転車安全利
用の日（毎月2日）に合わ
せた交通安全啓発活動
- ③SNSなどを通じた交通安
全活動の発信
- ④自転車ネットワーク計画に
基づく自転車レーンの整備
など



「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

5月5日～11日は、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境を国民全体で考える児童福祉週間です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・イベントなどが中止になる場合があります。

◇子育て支援室からの

室からの

子育て支援センター の催し

申込方法
電話で子育て支援センター
☎442-2242まで

公立認定こども園
子育て支援事業

幼兒保育課
☎443-9025

子育て支援室からの お知らせ

A vertical column of six large, metallic, rounded circles arranged from top to bottom. Each circle contains a single Japanese hiragana character in a bold, black font with a white outline. The characters are: 'す' (su) in the top circle, 'こ' (ko) in the second, 'や' (ya) in the third, 'か' (ka) in the fourth, 'ぬ' (nu) in the fifth, and 'び' (bi) in the bottom circle.

◆阿弥陀二とも園

2
0
7
9
•
2
5
4
•
1
5
5
8

公立幼稚園 ふれあい保育

幼兒保育課
☎443-9025

子ども・子育て・ 若者会議委員募集

子育て支援課
☎443-9024

申込方法 応募用紙、意見
用紙に必要事項を記入の
上、子育て支援課まで
※ 募集要領、必要書類は
子育て支援課にあります
※ 選考は書類による

入会說明會

ファミリーサポートセンター
☎442-0555

子育て支援室の相談窓口

相談名	内 容	と き	と こ ろ	問合先
ひとり親家庭相談	仕事や資格、生活のさまざまな悩みごとの相談	月～金曜日 9時～17時 ※ 夜間相談(要予約) 17時～19時	本庁舎2階 子育て支援課	子育て支援課 ☎443-9024
こどもホットライン	家庭環境や子育ての相談	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 子育て支援課	子育て支援課 ☎442-2260
子育て相談	臨床心理士による個別相談	5月9日(月)・23日(月) 13時～15時30分 ※ 要予約(定員3人)	本庁舎2階 子育て支援課	子育て支援課 ☎442-2260
保育施設利用者支援相談	保育施設利用に関する相談や一時預かりなどの情報提供	月～金曜日 9時～12時、13時～17時	本庁舎2階 幼稚園保育課	幼稚園保育課 ☎443-9025

◇児童虐待防止24時間ホットライン（中央こども家庭センター内） ☎078-921-9119

市民提案型地域協働推進事業

「夢の代」補助金

令和4年度交付対象事業決定

地域振興課 ☎443-9006

「夢の代」補助金は、市民の豊かな発想による魅力的なまちづくりを推進するため、市民が企画・提案し、実践する活動に対して、その活動費の一部を支援する制度です。

市民の皆さんのが提案した独創的で公益的な事業から、事業計画書などの書類審査などを通じて、次の各事業が補助金交付対象事業に選定されました。

活動団体支援事業（補助限度額20万円）

俳句 高砂の俳人加藤三七子俳句大会事業

高砂俳人クラブ
補助額 9万円

地域活性化事業（補助限度額50万円）

市内で活動している俳句団体との交流の機会として交流俳句会を開催します。
また、高齢化に伴い句会に参加しにくい人のために、欠席投稿の受付や通信句会の開催を行います。

旧入江家住宅といつしょにずっと住みたくなる町「曾根」にする事業

曾根小町くらぶ
補助額 20万円

地域の活性化と「ふるさと高砂」への愛着の醸成をめざし、曾根地区の中心に位置する「旧入江家住宅」を活動の拠点にさまざまな情報発信を行い、他地域の人たちとも広く交流できる場を提供します。



小学4年生を対象に稲作の一連の作業（田植え・かかし作り・稻刈り・稻木干し・脱穀・もみ搾り・収穫米を味わう）の体験を行います。
また、こども園の園児を対象に、サツマイモ栽培とジャガイモ収穫体験を実施します。

小学生及び園児に対する農業体験事業

米の会
補助額 9万3千円



NPO法人高砂海文化21C
補助額 50万円

堀川運河の利用活性化事業 ヨットが動く理論と実際のトヨーニティー体験）と里山&ハイキングコース整備事業



市民に里山を身近に感じてもらい、また里山の大切さを理解してもらうため、ハイキングコースの定期整備を行います。

北脇の自然に親しむ会

補助額 11万4千円



松の陽だまりパンプロジェクト研修事業

兵庫県立松陽高等学校商業科
補助額 12万円

「松の陽だまりパン」の製造委託先である、(株)パン・アキモトの代表取締役である秋元義彦氏を講師に迎えて研修会を行います。缶パンの製造・販売などを通じた社会貢献活動・SDGsへの取り組みを学び、今後の「松の陽だまりパン」の啓発活動につなげます。

「松の陽だまりパン」の製造委託先である、(株)パン・アキモトの代表取締役である秋元義彦氏を講師に迎えて研修会を行います。缶パンの製造・販売などを通じた社会貢献活動・SDGsへの取り組みを学び、今後の「松の陽だまりパン」の啓発活動につなげます。



ナチュラル・マムプロジェクト（野路菊茶）事業

ナチュラル・マム
補助額 20万円



高砂由来の野路菊の花頭は、市用いた菊花茶の開発を行います。

原料の野路菊の花頭は、市内福祉施設と協働し、栽培・摘花を行います。

「松の陽だまりパン」の製造委託先である、(株)パン・アキモトの代表取締役である秋元義彦氏を講師に迎えて研修会を行います。缶パンの製造・販売などを通じた社会貢献活動・SDGsへの取り組みを学び、今後の「松の陽だまりパン」の啓発活動につなげます。

協力的である
◇平日に開催する提案事業評価委員会に出席できる
◇令和3年度「夢の代」補助金の決定事業団体と令和4年度以降に提案を予定する事業団体に所属していない
◇暴力団でない、暴力団に関係がない
◇市内在住で20歳以上（令和4年4月1日時点）
◇参画と協働の推進を理解し、
内 容 「夢の代」補助金の交付対象事業を評価するための提案事業評価委員会などへの出席
報 償 1回の出席につき5,000円（税込）
対 象 次の要件をすべて満たす人
募 集 人数 1人
申 込 期間 5月2日(月)～31日(火)
申込方法 申込書に必要事項を記入の上、小論文（800字程度）を添えて直接またはメールで地域振興課まで
※ 申込書、募集要項などは、各市民サービスコーナー・市民コーナー、地域振興課にあります。市ホームページからでも取り出せます。
※ 小論文テーマ（ID: 7289）
◇市民提案型地域協働推進事業に期待すること
◇まちづくりに関するここと
※ いずれか一つ
選考結果 7月上旬に応募者全員に通知します。
※ 応募書類は返却しません。
※ 詳しくは、募集要項をご覧ください。

「夢の代」補助金 提案事業評価委員会の公募委員を募集

地域振興課 ☎443-9006
✉tact1570@city.takasago.lg.jp

スクールいんふぉ ~教育委員会からのお知らせ~

豊かな心を育むために

市の小・中学校では、命や自然を大切にする心や思いやりの心、約束やきまりを守る気持ちを育てるなど、「心の教育」の充実を図るために、体験活動を行っています。

①子どもたちの成長に合わせた体験活動の充実

「環境体験活動」「自然学校」「わくわくオーケストラ教室」「トライヤー・ウィーク」のほか、「野外活動」「社会奉仕体験」「福祉体験」など、小・中学生の子どもたちの成長に合わせたさまざまな体験活動を行っています。活動を通して、自信を得たり、新しいことに挑戦したいという気持ちを高めたりできるようにしています。



自然学校でのカヌー体験



地域の人と稻刈り体験



シッティングバレーボール体験

兵庫型「体験教育・キャリア教育」の系統図 より

小学校		中学校	
環境体験活動 (3年) 里山、田畠、水辺などで 自然とふれあう体験型環境学習	自然学校 (5年) 豊かな自然の中での長期宿泊体験学習	わくわくオーケストラ教室 (1年) 兵庫芸術文化センター管弦楽団による参加型鑑賞教室	トライヤー・ウィーク (2年) 地域や自然の中での多様な社会体験活動

②地域や企業との連携の充実

地域の文化行事や伝統行事、ボランティア活動への参加など、地域の皆さんと協力し合うことで、ふるさと「高砂」を愛する心を育てます。また、地域の皆さんや施設・企業の協力を得ながら、体験的な学びを行うことで、子どもたちが進んで地域と関わろうとする気持ちを高めます。

これからも、地域の皆さんのご支援をお願いします。



地域の歴史を学ぶ体験



プログラミング体験



クリーンアップ活動

エコクリーンピアはりまからのお知らせ

エコクリーンピアはりま ☎448-5260

毎年5月30日は、「ご(5)み(3)ゼロ(0)」の語呂合わせで「ごみゼロの日」に定められており、美化活動やごみ減量化・再資源化の啓発活動を行う日です。また、毎年6月は「環境月間」にもなっています。

私たちの暮らしは豊かになりましたが、これまで大量生産、大量消費、大量廃棄により、地球規模での温暖化や大気汚染、温室効果ガス排出、海洋プラスチック汚染など、さまざまな環境問題が生じています。

ごみゼロの日・環境月間を機会に、私たち一人ひとりが地球環境やごみの減量・リサイクルへの関心を高め、環境に配慮した生活を心がけましょう。

5月30日は
「ごみゼロの日」
6月は「環境月間」

電動式生ごみ処理機 購入費助成をご利用ください

食べ残しや無駄な買い物を減らし、食品ロス削減に努めましょう。

市では、生ごみの減量とリサイクルに効果のある「電動式生ごみ処理機」の購入費を助成しています。詳しくは、エコクリーンピアはりままでお問い合わせください。



生ごみの水切りをしましょう

生ごみのうち50~80%は水分といわれています。生ごみはできるだけ水分を切ってから捨てましょう。

生ごみの水切り器「水切りダイエット」を市役所本庁舎受付で配布しています。



雑がみは分別してリサイクルへ

雑がみ（ティッシュやお菓子の箱など）は、紙類の日にごみステーションに出すか、集団回収に出しましょう。雑がみを分別するための雑がみリサイクル袋を各市民サービスコーナー・市民コーナーで配布しています。



不用品は捨てずにリユースを

まだ使用できるのに不用となった家具類や家電製品などは、近くで必要としている人がいるかもしれません。捨てる前に、フリマサイトやリサイクルショップを活用して、不用品の引き取り手を探してみましょう。

高砂市は、地元の情報掲示板ジモティーとリユース推進に向けた連携協定を締結しています。ジモティーはパソコンやスマートフォンから利用できます。



<http://jmtv.jp>

じんけん通信

「あけぼの」

第184号



人権推進課

☎ 4443・9060

明るく住みよい人権尊重のまちづくり

高砂市人権教育協議会は、家庭、園・学校、地域、企業での人権教育・啓発活動に意欲的に取り組んでいます。しかし、人権問題は多岐にわたり、最近では新型コロナウイルス感染症の流行に関わる問題、セクシユアルマイノリティに対する偏見や差別など、さまざまな人権問題が発生しています。

これらの問題解決に向けて、園・学校、地域や企業などが参加する6つの専門部会を設け、今後も続くと思われる「口ナ禍の状況下でも「できること」を見つけ、連携・協力して人権教育・啓発活動の充実・活性化に努めています。

高砂市人権教育協議会は、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、周りの人たちの人権にも十分配慮した行動をとることができる人権文化の構築が必要です。高砂市が「明るく住みよい人権尊重のまち」になるよう皆さんのご協力をお願いします。

◇启發事業
人権フェスティバル
とき 12月3日(土)
ところ 文化会館
◇交流事業
兵庫県人権教育研究大会
東播磨大会
とき 7月23日(土)
ところ 文化会館ほか
◇広報活動
「広報あけぼの」の編集と
発行

2021年度人権フェスティバル
人権講演会
「心のバリアをはずして」より
講師：中野佐世子さん
(元NHK手話ニュースキャスター)



高砂市人権教育協議会
令和4年度の主な事業予定

◇第53回総会
とき 6月1日(水)
ところ 文化保健センター

とき 7月28日(木)
ところ 文化会館ほか

内容 園・学校教育関係分科会

人権啓発ビデオ『夕焼け』

(公財) 兵庫県人権啓発協会

兵庫県人権啓発協会では、毎年人権啓発ビデオを制作

しています。今回の作品のテーマは、「ケアラーダ

れもが人権尊重される社会を」です。

相手が家族や親しい人で、あつても、毎日誰かの介護

や世話をすることは、身体的、精神的、さらに経済的にも大きな負担がかかります。

特にヤングケアラーは、

学校に通い、教育を受け、友人との交流を通して成長

する重要な時期であるにもかかわらず、その状況が周囲から見過されることができます。

この物語の主人公、瑠依

(るい)は、幼い弟の世話

や家事に追われる生活にしんどさを感じつつも、「家

族のことは家族であるのが当たり前」という思い込み

から、気持ちを押し殺して

生活しているヤングケアラ

ーです。しかし、小学校時代の担任であり、元ケアラーダの灯(ともる)との交流によって、自分の状況や本身の気持ちについて見つめ直し、将来に向き合うための一歩を踏み出します。

この作品では、お互いを気かけ、人と人がつながりしていくことが、ケアラーダの家族が抱える問題の解決の糸口になる様子を描きます。ケアは他人事ではありません。だれもがケアマを作りました。

※「令和3年度人権啓発

ビデオ活用ガイド」より

転載

DVDの貸し出し

人権推進課で、人権啓発

DVD『夕焼け』を貸し出

ししています。



あなたは「LGBT（エル・ジー・リー・ティー）」という言葉を聞いたことがありますか？次の言葉の頭文字をとつて組み合わせた言葉で、性的少數者（セクシユアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。この機会に多様な性について考えてみましょう。

監修 宝塚大学看護学部

田高 康晴 教授

性自認 Gender Identity

T Transgender
トランジションダー

「身体の性」は男性でも

「心の性」は女性というよ

うに、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身

性」が一致しないため「身

体の性」に違和感を持つ人

「心の性」にそつて生きた

いと望む人も多く見られま

す。

性自認(性の自認)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どううことです。「心の性」と言わることもあります。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致しています。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致してしまいますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人もいます。

第3ステップは理解者を増やす。

あなたの行動が社会をよりよく変えるきっかけとなります。

多様な性について考え方ー^{～性的指向と性自認～}

性的指向 Sexual Orientation

L Lesbian レズビアン

女性の同性愛者（心の性）

G Gay ゲイ

男性の同性愛者（心の性）

B Bisexual バイセクシユアル

両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向じている）

誰もが自分の性を尊重され、「自分らしく」生きられる社会へ。

こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすためには、異性愛など世の中の多数を占める人の意識や社会のあり方を見直す必要があります。

第2ステップは、多様な性について知る。

第3ステップは理解者を増やす。

※ 「性的の少数者に関する人権啓発リーフレット」(一般向け)、(法務省)(https://www.moj.go.jp/JINKE/Njinke04_00126.html)をもとに高砂市が作成

情報けいじばん

税

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・イベントなどが延期または中止になる場合があります。

軽自動車税（種別割）の減免

課税課

443・9015

身体障害者手帳、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持ち、一定の要件を満たす人は、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。

申請期間

5月6日(金)～31日(火)

ところ 課税課

5月6日(金)～31日(火)

※ 期間内に申請できない場合は、5月31日(火)までに電話などで課税課へご相談ください。

※ 自動車税（種別割）の減免を受けている人、納期限を過ぎたものは対象外

※ 対象車は1人につき1台のみ、乗り換えた場合は再度申請が必要

※ 申込方法 電話で指定医療機関まで

※ 指定医療機関は、4月に送付の個別通知をご覧ください。

※ 市公式アプリ「たかさごナビ」からでも申し込みます。

※ 市ホームページに離乳食づくりの動画を掲載しています。(ID:2177)

※ 血圧が高いなど医師から運動を禁止されている人は、実技をご遠慮いたしましたがございます。

※ 参加費 無料

※ 申込方法 電話で健康増進課まで

※ 市公式アプリ「たかさごナビ」からでも申し込みます。

※ 参加費 無料

※ 申込方法 電話で子育て世帯包括支援センターまで

※ 市公式アプリ「たかさごナビ」からでも申し込みます。

※ 参加費 無料

※ 申込方法 電話で子育て世带包括支援センターまで

兵庫県失語症者向け 意思疎通支援者養成講座

兵庫県言語聴覚士会



兵庫県
言語聴覚士会
ホームページ

防犯力メテ 設置補助事業

<p>兵庫県失語症者向け 意思疎通支援者養成講座 (必修基礎コース)</p> <p>兵庫県言語聴覚士会 shitsugo_sthyogo @yahoo.co.jp</p> <p>FAX 078-793-5070</p>
<p>社会福祉協議会</p> <p>手話奉仕員養成講座 (基礎講座)</p>  <p>兵庫県 言語聴覚士会 ホームページ</p>

上りチャイム音
「これは、♪アラートのエ
ストです。」（3回）

下りチャイム

1力所60、000円
※ 一定の要件あり
申込方法 申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接危機管理室まで
郵送します。

下りチャイム音 パソコン画面の 偽警告表示に注意！

ユリティソフト会社などが表示されても、偽物ではないかとまずは疑いましょう。

広報たかさご 24

◇県内在住で18歳以上	ところ ユーアイ帆つとセ
◇講座終了後に失語症者の 意思疎通支援に継続して 関わることができる人	対 象 手話奉仕員養成講 座（入門課程）を修了し た人、または同等の技術 のある人
参加費 定員 20人	ンター
無料	

※ 別途、テキスト代が必
要
※ 入門課程について詳し
くは、社会福祉協議会ま
でお問い合わせください

申込方法	申込書に必要事項を記入の上、ファクスまたはメールで兵庫県言語聴覚士会意思疎通支援事業担当まで	定員 20人
※ 詳しくは、兵庫県言語聴覚士会ホームページをご覗ください。	しめ切り 5月18日(水)	参加費 無料
申込方法	住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入の上、ファクスまたは電話	※ 別途、テキスト代3,300円が必要

△人権推進課	犯罪被害者等 支援条例を施行	で社会福祉協議会まで 転居に必要な費用助成) （広報・啓発） ◇市民や事業者の理解促進 （広報・啓発） ◇雇用の安定 （広報・啓発） ◇民間の団体に対する支援 （広報・啓発）
--------	-------------------	---

安全に安心して 暮らすことができる

市では、犯罪被害者と家族を支援するため、4月1日から「犯罪被害者等支援条例」を施行しています。	
犯罪被害者などが受けた被害の回復と軽減に向けた取り組みの推進や、被害者を支える地域社会をつくり、安全で安心して暮らすことができる地域社会をめざす	出水期に備えて、土のう作成や避難誘導、水難救助訓練などを実施します。
ところ	とき 5月22日(日)
9時～12時	消防署
加古川右岸河川敷	448・4419

			<p>ため、条例を制定しました。</p> <p>被害に遭つたら、一人で 悩まず相談してください。</p>
		<p>支援の内容・取り組み</p>	<p>◇相談窓口の設置（情報提 供や助言・関係機関など との連絡調整）</p>
<p>□</p> <p>4 4 3 • 5 4 3 9</p>	<p>□</p> <p>4 4 7 • 2 2 4 7</p>	<p>中央公民館兼伊保公民館 高砂公民館</p>	<p>公民館</p> <p>ちいさなおはなし会</p>

◆支援金の支給（遺族支援　とき・ところ）

金30万円・重傷病支援金
◆5月12日(木)

中央公民館兼伊保公民館

◇日常生活の支援（ヘルパー）

二派遣や 時保育の費用

助成) 内※ しすれも10時より11時 総会での読み聞かせ

◇居住安定の支援（家賃や 内 容 総本の読み聞かせ

情報けいじばん

福祉・安全安心・催し



表敬訪問

▼3月24日(木)、高砂市スポーツ少年団に加盟している空手道「浩然会」所属の5選手が、全国大会への出場と県大会・近畿大会で優秀な成績を収めたことの報告に市長を訪問しました。



▼ 3月29日(火)、高砂町の工楽松右衛門旧宅の来館者が10万人を突破し、10万人目の来館者へ来館認定書と記念品が贈されました。



交通安全キャンペーン

▼4月6日(水)、春の交通安全運動の一環として、市と高砂警察署、高砂交通安全協会が協力し、アスパ高砂で交通安全啓発活動を行いました。



表敬訪問

▼ 3月30日(水)、高砂市の空手道場「日本空手道聖空会館 高砂道場」に所属し、空手道の全国大会で優勝を取めた3選手が大会の結果を市長に報告しました。



 桜灯り (はなあかり)

▼4月2日(土)、松村川沿いの桜をライトアップで彩る「桜灯り」が開催され、来場者は、桜の花とライトの共演を楽しみました。



申込期間	5月10日(火)～令和5年3月31日(金)
※	予算総額に到達次第、受け付けを終了します。
対象	次の要件をすべて満たす市民
◇	令和4年4月1日以降に、対象システムを市内の自ら居住する住宅に設置した
◇	既設の太陽光発電パネルに接続する蓄電池システムを設置、または太陽光発電パネルと蓄電池システムを同時に設置した
◇	市税を滞納していない

家庭用 蓄電池システム等 設置補助金

家庭用蓄電池システム等設置補助金

必要書類 申請書 住民票 市税完納証明書、補助対象機器の要件を満たしていることが確認できる資料、施工写真	※ 補助対象機器など詳しく述べ、環境政策課までお問い合わせください。
申込方法 申請書に必要事項を記入の上、環境政策課まで	※ 申請書は環境政策課にあります。市ホームページからでも取り出せます
猫の適正管理のお願い 環境政策課 ☎ 443・9029	(ID 1837)
<p>ふん尿被害や鳴き声など 猫に関する苦情や相談が多く寄せられています。</p> <p>猫をめぐる問題解決のために、猫の適正な飼育に協力をお願いします。</p> <p>猫を飼っている人へ</p> <p>◇ 猫は室内で飼いましょう 屋外では、ふん尿や鳴き声などで周囲に迷惑がかかるほか、交通事故や感染症などの危険もあります。</p>	

- ◇不妊・去勢手術をしましょ。発情期のストレスが軽減され、生殖系の病気も予防できます。
- ◇迷子にならないように、連絡先などを書いた名札を付けましょう。室内で飼育していても、災害などできつかけで飼い猫が外に出てしまうことがあります。
- ◇一度家族として迎え入れた猫は、最後まで責任を持つて飼いましょう。

野良猫に餌を

与えている人へ

- 野良猫に無責任に餌を与えるだけでは、近隣の人には迷惑をかけるだけでなく、病気や事故で命を落とす猫を増やすことになります。次の3つを行いましょう。
- ◇餌を与える場合は、自宅敷地内か許可を得た場所で与えるようにし、適切な餌やりを心がける
- ◇猫が増えないよう、餌を与えるすべての猫に不妊・去勢手術を実施する
- ◇近隣にふん尿をしないよう、猫用トイレを設置するなどして管理する

困っている人へ	猫による被害で
敷地内で猫のふんや尿で困っている場合は、次のように方法をお試しください。 ◇忌避剤をまく（市販の忌避剤・米のとぎ汁・かんきつ類の皮・香辛料・食用酢） ◇超音波発生装置などを使用する	播磨圏域連携中枢都市圏では、播磨の魅力を発信するため「はりま読本」を作・販売しています。国宝の姫路城だけでなく、播磨地域に多く残る山城跡や陣屋跡、縄文時代から続く播磨地域の歴史、情緒ある町並み、播磨の地場産業や豊



This image is a wide horizontal advertisement for Uesato Tosou Co., Ltd. It features a central figure of a cartoon gorilla wearing a hard hat and holding a paintbrush, positioned next to a speech bubble containing Japanese text. The background is dark with white and yellow text overlays. At the top left, there's a small inset image of a document titled '失敗しない塗装工事 7つの防衛策' (7 Measures for Unsuccessful Painting Work). The main title '失敗しない塗装工事 7つの防衛策' is prominently displayed in large yellow and white text. Below it, the text 'ご好評につき増刷!' (Reprinted due to popularity) and '読者限定 先着30名様' (30 readers only, first come, first served) are visible. A large yellow button-like shape contains the word '無料進呈' (Free gift). At the bottom left, there are three numbered points: '1.見積の比較' (Comparison of quotes), '2.確実な工事をしてもらうための「魔法の一言」' (A magic word to get a reliable work), and '3.価格のからくりなど' (Tricks of price). The bottom right corner includes a QR code, the company name '上里塗装 株式会社', and contact information like '0120-317-902' and 'info@uesato-tosou.com'. The overall design is dynamic and eye-catching.

29 令和4年5月1日発行 №926



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期または中止になる場合があります。

5月の相談

相談名	内 容	と き	と こ ろ	問合先
市民相談	市民の日常生活の諸問題に関する相談	月～金曜日 8時30分～12時、13時～17時	本庁舎2階(13番) 市民相談窓口	地域振興課 ☎443-9002
法律相談	法律的な解釈が必要な生活上の問題についての相談	5月6日(金)・16日(月)・25日(火) 13時～16時 ※ 当日8時30分～12時電話受付(定員8人)	本庁舎2階(13番) 市民相談窓口	地域振興課 ☎443-9002
行政相談	国・県に対する要望、苦情などの相談	5月20日(金) 13時～15時	本庁舎2階(13番) 市民相談窓口	地域振興課 ☎443-9002
行政書士相談	遺言書、契約書、許認可申請などの書き方や相続手続きなどの相談	5月10日(火) 13時～15時	本庁舎2階(13番) 市民相談窓口	地域振興課 ☎443-9002
税務相談	税理士が税務の入り口をアドバイス	5月10日(火)・17日(火)・24日(火)・31日(火) 13時30分～16時30分 ※ 要予約	加古川税理士会館	近畿税理士会加古川支部 ☎421-1144
夜間納付相談	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付相談	5月12日(木)・26日(木) ~19時	本庁舎1階(8番) 賦課収納課	賦課収納課 ☎443-9072
夜間納付相談	市県民税、固定資産税、軽自動車税の納付相談	5月12日(木)・26日(木) ~19時	本庁舎1階(18番) 債権管理課	債権管理課 ☎443-9018
消費生活相談	消費生活に関する相談	月～金曜日 9時～12時、13時～16時	本庁舎2階(14番) 消費生活センター	消費生活センター ☎443-9078
多重債務相談	消費者金融やクレジットなどの多重債務に関する相談	月～金曜日 9時～12時、13時～16時	本庁舎2階(14番) 消費生活センター	消費生活センター ☎443-9078
青少年相談	非行、いじめなどの問題行動、虐待に関する相談	月～金曜日 9時～12時、13時～16時	本庁舎2階(8番) 青少年センター	青少年センター ☎443-6246
教育相談	不登校問題などに関する相談(小・中学生対象)	月～金曜日 9時～16時 ※ 面談(要予約)は13時～16時	教育センター	のびのび教室 ☎490-4001
人権相談	名誉、差別、私的制裁、嫌がらせ、いじめなど人権に関わる相談	5月16日(月)・25日(水) 13時～15時	16日(月) みのり会館 25日(火) 中央公民館	人権推進課 ☎443-9060
こころのサポート相談(精神障がい者相談)	県委嘱相談員による障がい者(児)の日常生活における相談	5月9日(月) 14時～16時	ユーアイ帆つとセンター研修室	障がい福祉課 ☎443-9027
生活支援相談	仕事・家計・ひきこもりなど暮らしの困りごとに関する相談	月～金曜日 9時～17時	本庁舎1階(6番) 地域福祉課	生活支援相談窓口 ☎441-7782
認知症予防相談(あたまの健康チェック)	対話形式の記憶力チェック(市内在住の40歳以上の人)	5月24日(火) (午前) 10時・11時(午後) 13時・14時・15時	ユーアイ帆つとセンター相談室	地域包括支援センター ☎443-3723
女性のための相談室	女性が抱えるさまざまな問題についての相談	月～金曜日 9時30分～12時、13時～17時 ※ 電話相談・面接相談(要予約)	本庁舎2階 相談室	男女共同参画センター ☎443-9134
女性のための法律相談	女性の弁護士による法律相談(事前に相談を受けた人)	5月23日(月) 13時～16時 ※ 要予約(定員6人)	本庁舎2階 相談室	男女共同参画センター ☎443-9134
若者しごと相談	15～49歳の人の仕事探しに関する相談	5月10日(火)・24日(火) 13時～15時50分	生石研修センター	あかしサポステ ☎078-915-0677
専門栄養相談	管理栄養士による専門的な栄養相談	5月18日(火) 9時30分～11時30分 ※ 要予約	加古川健康福祉事務所	健康管理課 ☎422-0002
エイズ・肝炎ウイルス検査相談	無料、匿名で行う血液検査(一部有料)	5月11日(水)・25日(水) 9時10分～10時 ※ 要予約	加古川健康福祉事務所	健康管理課 ☎422-0002
こころのケア相談	精神科医師による個別相談	5月9日(月)・23日(月) 13時～14時 ※ 要予約(9日はアルコール関連相談あり)	加古川健康福祉事務所	地域保健課 ☎422-0003



5月の健診・相談

健診・相談名	内 容	と き	と こ ろ	問合先
ひだまりサロン	妊娠婦、1歳未満の乳児と保護者を対象にした相談 テーマ「おっぱいケアと卒乳のはなし」	5月26日(木) 10時～11時30分 ※ 受付9時30分～10時30分		文化保健センター
プレママサロン(プレパパも参加可)	楽しくおしゃべり、仲間づくりができるサロン テーマ「やってみよう『赤ちゃんのおふろ』」(定員4組)	5月24日(火) 9時45分～11時30分 ※ 受付9時30分～(要予約)		文化保健センター
オンライン プレママサロン	妊娠同士で楽しくおしゃべり ※ 市公式アプリ「たかさごナビ」から要予約	6月8日(水) 10時30分～11時	—	
乳児保健相談	令和4年1月生まれの乳児を対象にした健診・相談 ※ 対象者に個別通知しています。	5月20日(金)		文化保健センター
10ヶ月児健診	対象者に個別通知しています。詳しくは、個別通知をご覧ください。			市内実施医療機関
1歳6ヶ月児健診	令和2年10月生まれの幼児を対象にした健診・相談 ※ 対象者に個別通知しています。	5月13日(金)		文化保健センター
3歳児健診	平成31年2月生まれの幼児を対象にした健診・相談 ※ 対象者に個別通知しています。	5月27日(金)		文化保健センター

子育て世代包括支援センター(健康増進課内)
☎443-3950



5月の救急医

外科

と き	医 疗 院 名・住 所	電 話 番 号	と き	医 疗 院 名・住 所	電 話 番 号
1 日	つくだ整形外科 今市2丁目	☎444-5544	8 日	中村整形外科 北浜町西浜	☎079-254-5533
	やぎ整形外科クリニック 加古川市加古川町寺家町	☎427-8008		河合外科胃腸科 加古川市平岡町中野	☎435-8800
3 日	よねだ整形外科 阿弥陀町北池	☎448-2525	15 日	高砂西部病院 中筋1丁目	☎447-0100
	塙津外科胃腸科 加古川市平岡町土山	☎078-942-0333		あきもとクリニック 加古川市野口町北野	☎426-2252
4 日	高砂西部病院 中筋1丁目	☎447-0100	22 日	市民病院 荒井町紙町	☎442-3981
	小田整形外科医院 加古川市加古川町河原	☎424-2514		笠井医院 加古川市志方町志方町	☎452-0549
5 日	かとうクリニック 米田町島	☎433-2203	29 日	ササモト医院 伊保2丁目	☎447-0129
	坂田整形外科リハビリテーション 加古川市平岡町中野	☎430-2780		友永クリニック 稻美町幸竹	☎497-0770

診療時間 9時～18時

歯科・眼科・耳鼻咽喉科(日曜日・祝日・休日・年末年始)

科 目	医 疗 院 名・住 所	電 話 番 号
歯	加古川歯科保健センター 加古川市米田町船頭5-1	☎431-6060
眼・耳	姫路市休日・夜間急病センター 姫路市西今宿3丁目7-21	☎079-298-0119

診療時間

【歯科】 9時～12時(受付11時30分まで)

13時～17時(受付16時まで)

【眼科】 9時～18時(受付8時30分～17時30分)

【耳鼻咽喉科】 9時～18時(受付8時30分～17時30分)

※ 受付時間内に来院してください。

内科・小児科(夜間・休日)

科 目	医 疗 院 名・住 所	電 話 番 号
内・小	東はりま夜間休日応急診療センター 加古川市東神吉町西井ノ口379-1	☎431-8051

診療時間

【内科】 夜間 21時～6時(受付20時40分～5時40分)

休日 9時～18時(受付8時40分～17時40分)

【小児科】 夜間 21時～24時(受付20時40分～23時40分)

休日 9時～18時(受付8時40分～17時40分)

※ 詳しくは、新聞・高砂市医師会ホームページをご覧ください。

不安と負担のない

生前申込
多数

桜の木の下で眠る樹木葬と
安心の永代供養 好評募集中

お一人
10万円より

個別型「結の碑」
「憩の碑」
集合型「悠久の郷」
おうちのご事情に
合わせてお選び
いただけます。

高砂市外のお申込みも増加しています。市内の方はお早めに!!

山陽電鉄
「高砂」駅より
車で3分!

さい ふく じ
高砂町 西福寺



*写真はイメージです

JR
「宝殿」駅より
車で3分!

さい こう じ
米田町 西光寺

令和4年4月より
個別型増設につき
「憩の碑」
(3人用・4人用)
誕生!!

先着順!!

*写真はイメージです



宗教法人西福寺: 高砂市高砂町横町1079

管理料・寄付金不要

年3回(春・秋のお彼岸、お盆)お寺が永代にわたって供養

宗旨・宗派不問

檀家制限不要

生前申込可

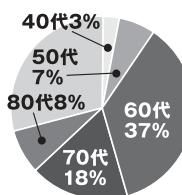
ご遺骨の改葬可

永代供養樹木葬が大人気の理由

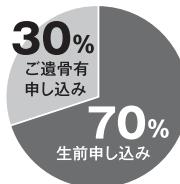
- お墓を建てるより安い
- 後々に費用がかかるない
- 子どもにも薦められる
- 近くでいつでも参れる
- 永代供養施設やお寺が立派
- お寺の境内の中にあるから安心
- 他人と遺骨が混ざらない(個別型「結の碑」)
- コンパクトでも個々の石碑がある(個別型「憩の碑」)
- 夫婦用がある(個別型「結の碑」)



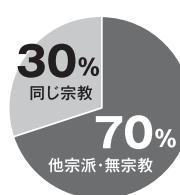
宗教法人西光寺: 高砂市米田町米田460



生前お申し込み
年代別グラフ



ご契約者様
ご遺骨の有無



ご契約者様
宗教比率

現地見学会
開催!

お客様のご案内をスムーズに行う為、
見学は予約制となっております。
お気軽にご見学日時をご予約下さい。

年間400施工の実績と信頼

墓地確認無料

お見積り無料

山石のお墓じまい

手続きから墓石解体、その他の供養まで、全て安心の自社対応でトータルサポート

手続き代行

役所手続きなどを
代行します。

施工

墓の解体処分・お墓
の移動を行います。

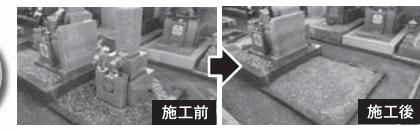
閉眼供養

抜魂のためのお寺の
手配なども行います。

新しい供養

永代供養・樹木葬の
ご提案ができます。

お墓じまいが
8.8万円~
石碑1基の撤去処分



※お墓の場所や作業環境・石の量によって費用は変動します。

■墓じまい・永代供養、何でもご相談ください。



信頼と実績
安心のお付き合い

お墓の山石

0120-1482-77

■本社 / TEL 075-0066 加古川市加古川町寺家町86-1 <http://1482-77.com/>

■営業時間 / 9:00~18:00 ■定休日 / 毎週水曜日



広報たかさごは再生紙を使用しています。

UD FONT
by HIRAGINO